慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	イタリアの金融制度
Sub Title	The Italian banking system
Author	黒田, 晁生
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1992
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of
	economics). Vol.84, No.4 (1992. 1) ,p.843(101)- 857(115)
JaLC DOI	10.14991/001.19920101-0101
Abstract	
Notes	小特集 : 経済学会コンファレンス : 金融システムの国際比較
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234 610-19920101-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イタリアの金融制度

黒 田 晁 生

1. イタリアの金融制度の特徴

(1) 古い歴史と法人形態の複雑さ

イタリアの銀行業は、すでにローマ帝国時代に発展を遂げ、今日の銀行(bank)という用語は、
(1)
イタリア語のbanca (椅子) に語源を求められる。

中世のイタリアにおける銀行業は、ジェノア、ベネチア、フィレンツェの3都市において繁栄した。例えば、ジェノアの聖ジョルジオ銀行、ベネチアのベネチア銀行、フィレンツェのメディチ家などが、12世紀頃からイタリア・ルネッサンスの文化華やかなりし時代にかけて近代的銀行の端緒として活躍したのである。

15世紀末頃より基金形態での公共的金融機関がイタリア各地で生誕した。シェナ銀行 (Monte dei Paschi di Siena, 1942年設立) は、当時のシエナ共和国がユダヤ資本家に対して不動産金融機関としての資格を付与したのに始まるといわれている。また、ナポリ銀行(Banco di Napoli, 1539年設立)は、ナポリ人民を高利貸の手から救うために、サンパウロ銀行 (Istituto Bancario San Paolo di Torino, 1562年設立)は、慈善的寄付金による事業として、それぞれ金融業を始めた。

このようにイタリアの金融機関の歴史は古く、現存する金融機関の起源を探ると、質屋、両替屋、 貧民救済のための基金など様々である。また、そうした歴史的経緯を反映して、今日でも基金形態 を維持していたり、利益処分の一定割合を慈善事業や文化事業に寄付することを定款中に定めてい たりする例が少なくない。したがって、イタリアの金融機関にとっては、他の欧州諸国の主要銀行 との競争に備えて、まずその組織形態を近代化することが急務であり、1990年7月に成立した「ア (2) マト法」は、そうした課題に答えるべきイタリア金融制度の改革案として位置付けられる。

^(*) 本稿は筆者の個人的見解であり、日本銀行ないしは日本インベスターズ・サービスの見解とは関りのないことを予めお断りしておく。なお、本稿に残された誤りがあれば、それらは筆者の責任に帰すべきものである。

注(1) イタリアの金融制度の歴史的発展については、十亀盛次『伊太利金融制度論』(1936年、 改造社) を参照。

^{(2) 「}アマト法」は、正式には「公法金融機関の再構築および資本充実に関する規定」(Disposizioni in Materia di Ristrutturazione e Integrazione Patrimoniale degli Istituti di Credito di Diritto Pubblico)と呼ばれる。「アマト法」の内容については、後述する。

(2) 中央銀行の強力な管轄権

イタリアの中央銀行であるイタリア銀行 (Banca d'Italia)は、19世紀前半に設立されたサルジニアの小銀行に端を発するが、今日ではイタリア金融界に対して極めて広範かつ強力な権限を有している。

まず、イタリアの中央銀行の発展過程を概観しておこう。1861年にイタリア王国が成立し、1870年にはベネトとローマを併合してイタリア王国の政治的統一がなされたが、発券銀行としては、王国統一以前の独立小国を基盤とした6つの銀行の併立状態が続いた。しかし、こうした発券銀行の乱立状態は、銀行券の乱発と投機的風潮をもたらしたため、1893年に発券銀行は、イタリア銀行、ナポリ銀行、およびシチリア銀行(Banco di Sicilia)の3行にまとめられた。さらに、第一次大戦後、相次ぐ銀行倒産に対処すべく作成された1926年のイタリア王国暫定措置令(Regio Decreto Legge)は、イタリア銀行を唯一の発券銀行と定め、同時にイタリア銀行に唯一の手形交換所、金準備保有行としての機能を付与した。また、イタリア銀行は、銀行業に対する様々な許認可権限や金融機関に対する検査権限も付与されたのである。1936年に成立したイタリア銀行法の中でも、イタリア銀行は、各種金融機関に対する広範な管轄権を与えられている。

次に、現在におけるイタリアの金融監督機関としての貸付貯蓄閣僚委員会 (Comitato Interministeriale per il Credito ed il Risparmio: CICR)および財務省 (Ministero del Tesoro) とイタリア銀行との間での役割分担について整理する。

①貸付貯蓄閣僚委員会

1936年銀行法により設立され、1947年に現在の体制ができあがった。 CICR の構成メンバーは、議長としての財務大臣のほか、公共事業大臣、農林大臣、工商業大臣、貿易大臣、予算大臣、国家持株大臣、南部開発担当大臣である。また、イタリア銀行の総裁はメンバーではないけれども、委員会には必ず出席するとともに、 CICR の決議事項を代理執行している。

CICR の主たる役割は、®国家の貸出・通貨政策に関する命令の発行(実行・管理はイタリア銀行による)、⑥金融関連法案の起草、⑥公法金融機関の会長(Presidente)の任命、などである。なお、CICR の管轄権は、すべての金融機関に及ぶ。

②財務省

財務省は、国の歳入・歳出の管理、各省および地方公共団体等の会計部門の監視、貨幣・金融政策の運営について責任を負う。また、財務大臣が金融政策面で最終的責任を負う具体的事項としては、@イタリア銀行の監督活動の監視、⑩特定の銀行の会長の任命や定款の制定・変更の承認、⑥郵便貯金の規制、などがある。

③イタリア銀行

イタリア銀行の機構と機能は、1936年銀行法を基本として、その後多くの命令・法律によって改

注(3) イタリアの財政関連省としては、予算・経済企画省(Ministero del Bilancio e Programmazione), 財務省 (Ministero del Tesoro), 大蔵省 (Ministero del Finanze) の 3 つが存在する。

訂されてきた。イタリア銀行は株式会社形態をとり、その株主は貯蓄銀行、公法銀行、全国銀行、国家社会保険会社、および国家生命保険会社から構成されている。法律的には財務省の管理下におかれているが、事実上の裁量権はかなり大きい。イタリア銀行の主たる機能は、⑧録行券の発行、
⑩小切手等の決済機能、⑥中長期金融機関を含む国内の公法・私法金融機関の監督、⑥CICR の執行代理、などである。

イタリア銀行は、イタリア金融制度の下で事実上ほぼ一元的な管理体制を施いている。イタリア 銀行による厳格な監督体制は、イタリアの各金融機関の安定性・健全性を支える一つの大きな基盤 である。一方、イタリア銀行は傘下の金融機関に対する各種規制の施行に際して、従来から大幅な 裁量の余地を有してきたが、イタリア銀行のそうした裁量的政策が、各金融機関の間での業務の較 差と不公平感を生んできた面のあることも事実である。イタリアの金融・資本市場における自由化 政策が進められる中で、イタリア銀行自身の役割もまた見直される必要があろう。

(3) 金融機関に対する国の関与

イタリアの金融制度は、主要な金融機関に対する国の深い関与によって特徴付けられる。こうした国の関与の典型的事例として、1930年代における金融再編成渦程を概観する。

1929年世界大恐慌によってイタリアの多くの企業が重大な打撃を蒙り、各金融機関は対企業向け貸出の焦付きにより深刻な経営危機に陥った。イタリアでは、金融機関に対する国の資本参加と金融機関相互間の株式持ち合いという形で大恐慌後の危機打開が図られた。

まず1931年にIMI(Istituto Mobiliare Italiano:イタリア長期信用投資銀行)が設立され、各金融機関の保有していた企業向け中長期債権を肩替りした。IMIの主要株主となったのは財務省の一部門として1863年に設立された貯蓄貸付公庫(Cassa Depositi e Prestiti)であり、同時に中長期債権の肩代りを受けた各金融機関の多くがIMIに対して資本参加し、少数株主となった。すなわち、国からの資本投入を梃子に、各短期金融機関が資本参加して、中長期専門の金融機関であるIMIが設立されたのである。

次に 1933年には IRI (Istituto per la Ricostruzione Industriale: 産業復興公社)が,国家持株省の 100% 出資により設立された。 IRI は,大恐慌により打撃を受けた企業の株式を取得し,それらの企業を傘下に置く一方で,それらの企業が保有していた金融機関の株式を吸収することによって 金融機関の幾つかを自己の系列下に置いた。すなわち,現在において全国銀行あるいは IRI 系 3 行と呼ばれるイタリア商業銀行(Banca Commerciale Italiana, 1894年設立),クレディット・イタリア

注(4) イタリア銀行の下部機構としては、公的外貨準備の管理などを行う外国為替管理局(Ufficio Italiano dei Cambi: U. I. C.) および各金融機関の与信状況を監督している中央リスク監督局(Centrale Rischi)がある。

⁽⁵⁾ わが国では IMIのことをかねてイタリア興業銀行と呼んできたが、1990年10月に IMIは東京での同社説明会の際、日本語での正式名称を「イタリア長期信用投資銀行」とする旨公表した。

ーノ (Credito Italiano, 1870年設立)、およびローマ銀行 (Banco di Roma, 1880年設立) の3行である。1930年代以降における I M I と I R I の役割分担は、イタリア産業のうち民間セクターとして存続すべき産業は I M I からの中長期融資を受け、一方、そうでない産業はイタリア特有の国家持株制度により I R I の傘下に入ったと理解されよう。

IMIおよびIRIを軸とした1930年代の金融再編成過程は、イタリアの金融制度において国の関与度合が如何に深いかを示す例であるが、イタリアの金融制度の中には、このほかにも後述する公法銀行、貯蓄銀行などのように公共的性格を有し、国からの直接・関接の支持を受けている金融機関が数多く存在していることに注意しておく必要があろう。

(4) 比較的小規模な金融機関

イタリアには現在約1,100の金融機関が存在しているが、極めて小規模の金融機関が多く、またイタリアでは上位を占める金融機関であっても、他の西欧主要国の金融機関との比較では相対的に劣位である。因みに、The Banker 1991年7月号における銀行ランキング(自己資本による比較)で上位25位に入るイタリアの銀行はなく、上位26~50位の間に CARIPRO (33位)、サンパウロ銀行(38位)、イタリア商業銀行(47位)、ラボロ銀行(48位)の4行が入っている。ヨーロッパの主要国においては上位銀行への集中度が高く、国際的な競争力に優れたリーディング・バンクをそれぞれ擁しており、今後においてイタリアの主要金融機関同士の合併を含めた金融再編成が行われる蓋然性は高い。

勿論,規模の拡大は,必ずしも直接的に金融機関の経営効率性のアップに結びつくものではないが,イタリア銀行をはじめとしたイタリアの金融関係者の間では,®金融機関の「規模の経済」を実現する余地があり,また証券業務,ファクタリング業務,リーシング業務等を幅広く行うことにより「範囲の経済」を実現するためにも,ある程度の規模拡大が必要なこと,®国際金融業務においてはランキング・リストの上位に入ることが有利な条件となること,®EDPのコスト負担を吸収するためには規模の拡大が必要であること,などの理由を挙げて,基本的な方向としては,イタリア金融界の再編成に前向きである。

一方, イタリアの国内店舗網の展開状況に関しては, 1986年当時で約13,000の支店が存在したものの, 人口1万人当り支店数は2.3 (EC平均5.3), 面積1平方キロ当り支店数は4.3 (同8.2) と, 他のEC諸国に比べて未発達である。ことにイタリアの場合, 北部工業地域での店舗網は非常に発達している半面, 経済的に遅れた南部農業地域での店舗網は薄い。こうした事情を踏まえて, イタリア銀行では, 国内店舗開設の自由化政策を打ち出しているが, そうした政策の背後にあるのは, 国内市場 (特にリーテイル市場) をイタリアの主要金融機関が掌握することが, それらの金融機関の国

注(6) IRI系の銀行としては、全国銀行3行のほかにサント・スピリット銀行(Banco di Santo Spirito)があったが、1991年にローマ貯蓄銀行(Cassa di Risparmio di Roma) に売却された。

⁽⁷⁾ この点に関しては, S. Siglienti "Nature, Dimension and Activities of Banks in the 90's", ABI Documenti Ufficiali, December 1989 を参照。

際競争力を強めるという考えであるように窺われる。

(5) 多機能グループ化による証券業務

イタリアの金融機関の行う証券業務については、債券業務と株式業務とに分けて考えるのが適当である。まず、債券業務に関しては、特に制限は設けられていない。このようにイタリアの金融機関が債券業務を幅広く行っている背景には、国家財政の大幅な赤字とそれに伴う膨大な資金調達が、これまで主として国債発行という形態をとり、その大部分が金融機関引受に依存してきたという事情がある。また、短期金融機関(銀行)は、中長期金融機関の発行する債券を強制的に引受けさせられていた時期もあった。このようにイタリアの債券市場は、高い貯蓄率を示す家計部門の貯蓄余剰が、金融機関を経由して大幅赤字の公共部門へ流れるチャネルとしての機能を果してきたのであり、いわゆる間接金融優位型の市場構造として特徴付けられる。

次に株式業務については、従来において短期金融機関の株式保有には制限が加えられていたが、 後述するように、②1987年3月に子会社形式でのマーチャント・バンク業務への進出許可、⑤1991 年1月に子会社形式での総合証券会社(SIM)への資本参加許可、という形で金融機関の株式業 務が拡大されてきている。このように株式業務については、ドイツ流のユニバーサル・バンキング ではなく、証券業務を行う子会社の設立による多機能グループ化という形で金融機関が進出してい るのが、イタリアの特徴である。なお、多機能グループには、証券業務を営む子会社のほか、ファ クタリング、リーシング、投資信託、保険などの様々な業務を営む子会社が含まれる。

2. イタリアの金融機関の種類と内容

(1) 短期金融機関

イタリアの金融機関は、1936年銀行法によって短期金融機関(銀行)と中長期金融機関(特殊金融機関)とが明示的に分離された。資金調達面において短期金融機関は18か月以下の預金を受入れる半面、債券の発行はできないとされ、一方、中長期金融機関は、18か月超の債券を発行する半面、預金(ただしCDを除く)の受入れはできないとされている。また、貸出面においても、原則として短期金融機関は18か月以下の貸出、中長期金融機関は18か月超の貸出を行うことになっている。もっとも、貸出分野における長短分離の原則は、最近では必ずしも厳格に適用されていない。

注(8) 短期金融機関の中には中長期金融を行う特別独立部門(sezione autonoma)を有していることが 少くない。例えば、サンパオロ銀行(Istituto Bancario San Paolo di Torino)をはじめとした公法 銀行は、短期金融機関でありながら同時に幾つかの特別独立部門を持ち、抵当融資、農業融資、公共 事業融資などを行っている。

特別独立部門は、独自の定款・資本を持ち、期間18か月超の債券を発行することができるが、法人格は持たず、短期金融機関本体にとって独立採算制の事業部のような存在である。個々の特別独立部門ごとの独立した財務諸表が作成・公表されると同時に、短期金融機関(すなわち銀行部門)との合併財務諸表も作成・公表される。

貯蓄貸付閣僚委員会 (CICR)



短期金融機関は、以下に示すような幾つかのカテゴリーに分類される (表1,2参照)。ただし、業務内容の面では、これらの異なったカテゴリー間での実質的な差異は殆どないといえるし、そうした業務内容の同質化は今後ますます進んでいくと理解される。また、短期金融機関のうち上位10行程度の銀行が、短期金融機関全体の資産残高の半分近くを占めており、比較的少数の主要銀行による寡占状態にあるといえる。

①公法銀行(Istituto di Credito di Diritto Pubblico)

公法銀行とは、 @ナポリ銀行(Banco di Napoli), ⑥シチリア銀行(Banco di Sicilia), ⑥ラボロ銀行(Banca Nozionale del Laboro: BNL), ⑥サンパオロ銀行(Istituto Boncario San Paols di Torino), ⑥シエナ銀行(Monte dei Paschi di Siena), ①サルディニア銀行(Banco di Sardegna)の 6 行である。

第2表 イタリアの銀行数および支店数

	198	1986年		1987年		1988年		1989年	
	銀行数	支店数	銀行数	支店数	銀行数	支店数	銀行数	支店数	
公法銀行	6	1,855	6	2, 200	6	2, 209	6	2, 236	
全国銀行	3	947	3	1,272	3	1,273	3	1,280	
普通銀行	114	3,076	111	3, 416	108	3, 429	108	3, 456	
協同組合銀行	13 5	2, 551	132	2,784	126	2, 799	112	2,833	
貯 蓄 銀 行	87	3,776	84	4, 165	83	4, 182	84	4, 204	
外国銀行	36	68	37	65	38	62	36	53	
農民職人銀行	711	1,329	726	1,392	726	1, 419	728	1,446	
その他銀行	10	43	10	71	10	74	8	69	
合 計	1,102	13, 645	1,109	15, 365	1,100	15, 447	1,085	15, 577	

[出所] ABI, Bank Statistics and Economic Indicators.

これら6行に共通した特徴は、それぞれ古い歴史を有し、ラボロ銀行を除けば、もともと特定の地域に深く根ざした銀行だということである。もっとも、1930年代以降、各行とも全国的な営業網の展開を進めてきており、今日ではイタリア全国に拡がる支店網に加えて、国際的な業務展開を進めている先も少なくない。これらの特徴から、公法銀行は、イタリアの「スーパー・リージョナル・バンク」としての性格が強いといえよう。

公法銀行の殆どは貧民救済基金として出発しており、もともとは公益法人としての性格が強かった。しかしながら、銀行としての規模の拡大と業務多様化につれて、次第に営利的性格を持つに至り、現在では業務範囲や利益追及の面で他の短期金融機関と格別の差はなくなっている。

公法銀行各行の法人としての形態は、従来において基金形態のところが多く、その場合に自己資本の蓄積は純粋に内部留保によってきた。したがって、収益力が相対的に劣るナポリ銀行、シチリア銀行などでは、BISの自己資本比率規制を独力でクリアーすることが困難視されてきた。後述するように1990年8月に議会を通過したアマト法は、こうした事態に対処すべく、公法銀行への政府出資や公法銀行の株式会社化などによる自己資本の増強策を打出している。

②全国銀行 (Banche di Interesse Nazionale)

全国銀行は、 @イタリア商業銀行 (Banca Commerciale Italiana: BCI), ゆローマ銀行 (Banco di

注(9) 現存する世界最古の銀行は、公法銀行の一つであるシェナ銀行(1472年創立)だといわれているが、 他方、ナポリ銀行(1539年創立)が、今日まで正しく歴史を辿ることのできる最古の銀行であるとす る説もある。

⁽¹⁰⁾ 公法銀行の中ではトリノに本部を置くサンパオロ銀行が、フランス、スペインを中心とした積極的な業務展開を進めており、国際的なネットワークに関しては、他の公法銀行を圧倒している。

⁽¹¹⁾ 公法銀行の定款中には、現在でも利益処分の一部を地域的慈善事業に寄付するという条項が残されており、かつての公益法人としての名残を見出すことができる。

⁽¹²⁾ ラボロ銀行は,従来から株式会社であり,株式の50%を財務省が所有している。アマト法の議会通 過に伴い,その他の公法銀行も,今後次第に株式会社化していくとみられており,既に1991年7月に はナポリ銀行が,株式会社に転換した。

Roma), ⑥クレディット・イタリアーノ銀行(Credito Italiano) の3行であり、IRI系3行とも呼ばれる。これら3行は株式会社形態をとり、1930年代以降におけるイタリアの国家持株制度の下でIRIが過半数の株式を所有してきたものであるが、最近においてローマ銀行は、ローマ貯蓄銀行(Cassa di Risparmio di Roma) との合併(92年春を予定)に合意した一方、IRIの主導によりイタリア商業銀行とクレディット・イタリアーノ銀行の間では、ファクタリング業務の提携やコンピューター・システムの共同開発に乗り出すなど、イタリアの金融再編成の一つの焦点となっている。

全国銀行は、従来においてイタリアの銀行の中では最もホールセール化が進んでいるといわれてきた。すなわち、全国銀行は資金調達面において市場性資金の占める比率が高く、他の短期金融機関と比べて利輸も低いと指摘されている。もっとも、後述するようなイタリア銀行の国内支店自由化政策により、全国銀行の国内顧客預金調達力は今後において改善されていく見通しであり、また収益面ではIRIから様々な形でのサポートがあることも見逃せない。全国銀行は、イタリア商業銀行が典型的であるように、イタリアの銀行の中では比較的早くから国際化戦略を進めており、国際ネットワークの展開については公法銀行よりも一歩先んじている。しかし、その結果としてイタリアの銀行の中で累積債務国向けエクスポージャーが最も高くなっていることには留意しておく必要があろう。

③普通銀行(Banche di Credito Ordinario)

普通銀行は、短期金融機関の中で他のカテゴリーに属さない銀行すべてを含み、イタリア最大の 民間銀行といわれるBNA (Banca Nationale dell'Agricoltura)から単一店舗銀行まで108の銀行を 指す。外国銀行の支店および現地法人(合計36)も、普通銀行に含めて考えられることが多い。

普通銀行は、一般的にいって地域性が高く、日本の銀行との比較でいえば地方銀行に類似している。株式会社形態はとっているが、通常は未公開であり、株式が公開されている場合には公法銀行ないしは全国銀行の系列下にあることが多い。

なお、外国系の銀行で最大なのは1986年にドイッチェ・バンクがバンカメリカ・コープから買収 したアメリカ・イタリア銀行 (Banca d'America ed'Italia) である。

④協同組合銀行 (Banche Popolari)

協同組合銀行は、19世紀の後半に協同組合の組合員に資金的便宜を図ることを目的として創立された銀行であり、その後、組合員以外にもサービスを提供するようになった。協同組合銀行(現在、112行)のうちノバラ協同組合銀行(Banca Popolare di Novara)とミラノ協同組合銀行(Banca Popolare di Milano)の2行は、全国的な営業を許可されており、規模も比較的大きいが、その他の協同組合銀行は、営業地域が限られていて規模も小さい例が殆どである。協同組合銀行の主たる顧客は、特定地方の中小企業、個人であり、その預貸金利輸は貯蓄銀行と並んで高いのが特徴である。

⑤貯蓄銀行 (Cassa di Risparmio)

貯蓄銀行は、地域社会の利益に貢献することを目的とした公法機関であり、利潤追求を目的とし

注(13) 例えば IRI系企業を買収することによるタックス・クレディットの享受などを指摘しうる。

(14) た「商業銀行(Banche)」とは区別されている。

貯蓄銀行は現在84行あるが、最大手のロンバルディア貯蓄銀行 (Cassa di Risparmio delle Provincie Lombarde: CARIPKO) が頭抜けた存在であるのを除けば、第2位のトリノ貯蓄銀行 (Cassa di Risparmio di Torino: CRT) を初めとして中規模以下の銀行である。貯蓄銀行は地域に密着した店舗網を有しており、リテイル預金の獲得力に優れているため、預貸金利鞘は短期金融機関の中で高い。一方、自己資本の充実度については、他の短期金融機関との比較で劣位にあり、アマト法による自己資本の充実策が検討されている。

⑥農民職人銀行 (Cassa Rurali ed Artigiane)

農民職人銀行は、農民や職人の相互扶助を目的として出発した小規模な組合形態の銀行であり、 現在728行と数は多いものの、短期金融機関全体の資産に占めるシェアは5%以下に過ぎない。

(2) 中長期金融機関

中長期金融機関は特殊金融機関(Istituti di Crediti Speciali)とも呼ばれ、IMIやクレディオップ(Consorzio di Credito per le Opere Publiche: CREDIOP)のような独立した中長期金融機関のほかに、公法銀行や貯蓄銀行の一部門であり、単独では法人格を持たない特別独立部門を含んでいる。中長期金融機関は、業務分野を基準として以下のように分類できる(全体で約100の機関がある)。

①商工業向け中長期金融機関

この分野の代表的金融機関としては、IMIおよびクレディオップがある。IMIは、1931年設立の公法機関であり、イタリアの主要産業への設備資金や海外プロジェクト資金の供与などの面で極めて重要な役割を果している。IMIは、その定款で国家経済の発展に寄与することを目的として定めているように、公的性格の濃い中長期金融機関であるが、アマト法に伴う株式会社形態への変更が近々予定されているほか、貯蓄銀行界のリーダーCARIPROによるIMIの過半数株式取得の動きもあり、イタリア中長期金融機関の中において常にトップの座を占めてきたIMIが今後どのような役割変化を遂げるのか注目されている。次にクレディオップは、1919年設立の公法機関であり、従来は公共事業向け金融中心であったが、1981年に公益事業融資機関(Istituto di Credito per le Imprese di Publica Utilita:ICIPU)との合併を契機に、事業金融、ベンチャー・ビジネスへの投資、輸出金融、環境プロジェクト融資などへと事業分野を拡大した。クレディオップの主要株主としては、貯蓄貸付公庫が従来において過半数シェアを保持していたが、1989年には公法銀行の一つであるサンパオロ銀行との提携が進められており、政府もクレディオップの民営化方針を打出している。

商工業向け中長期金融機関の中には幾つかの合弁型金融機関が含まれる。代表的なのは全国銀行3行によって1946年に設立されたメディオバンカ (MEDIOBANCA)であり、イタリアのマーチャ

注(14) 貯蓄銀行の利益処分には制限が加えられており、出資者に対する利益配分は、解散の場合を除いて 認められていない。

ント・バンクの雄として、イタリアの主要企業の資本市場活動に極めて大きな影響力を有している。このほかに⑧BNAなど普通銀行によって1961年に設立されたインテルバンカ(INTERBANCA)、
⑥協同組合銀行によって1946年に設立されたチェントロバンカ(CENTROBANCA)、⑥1939年に設立され、銀行46行および保険会社を株主とするエフィバンカ(EFIBANCA)が、合弁型中長期金融機関である。なお、公法銀行や貯蓄銀行の特別独立部門として商工業向け中長期金融を行っているところがあり、それらの中では CARIPRO の特別部門である Mediocredito Lombardo が最も規模が大きい。

②公共事業向け中長期金融機関

公共事業向け中長期金融機関は、公法銀行又は貯蓄銀行の特別独立部門か、後述するモーゲージ 中長期金融機関の特別独立部門のいずれかである。

1981年までは既述のクレディオップと ICIPU が公共事業向け中長期機関の代表的存在であったが、両者の合併に伴い合併後のクレディオップは商工業向け融資に進出し、現在では商工業向け中長期金融機関として位置付けられている。また、貯蓄貸付金庫 (Cassa DD. PP.) が1985年以降、地方公共団体に対して優先的に融資を行うこととなったため、公共事業向け中長期金融機関にとって今後の成長性は限られている。

③モーゲージ中長期金融機関

公法銀行又は貯蓄銀行の特別独立部門のほか、全国的にモーゲージ業務を営む中長期金融機関として、 ②ITALFONDIARIO (1891年設立、イタリア銀行のほか各種銀行、保険会社などを主要株主とする株式会社)、 ③Credito Fondiario (1893年設立、全国銀行3行を主要株主とする株式会社)がある。

④農業向け中長期金融機関

公法銀行の特別独立部門が中心であり、農業の改良投資資金などの融資が行われている。

(3) イタリアの金融関連機関・機構

以上でイタリア金融機関の概要を説明したが、次に主要な金融関連機関・機構として、イタリア

注(15) 中長期金融機関の中には経済的な後進地域であるイタリア南部の開発を目的とした中長期融資を行 う公法機関がある。例えば、南部イタリア開発金融公庫(Istituto per lo sviluppo Economico dell' Italia Meriodionale: ISVEIMER)、シチリア州開発金融公庫(Istituto Regionale par il Finanziamento alle Industrie di Sicilia: IRFIS)、サルディニア州開発金融公庫(Credito Industriale Sarbo: CIS)、南部イタリア開発基金(Aziende per il Mezzogiorno)などである。また、地方の中小企業向 け中期金融に従事する公法機関として Istitut: Regionali di Mediocredito がイタリア各地に15ある。

⁽¹⁶⁾ 農業向け金融の分野では本年5月にイタリア農業協同組合連合会 (Federconsorzi) が 政府の 指導によって管財人の支配下に置かれ、事実上の倒産状態となった。フェデルコンソルチは、1892年に設立されたイタリア全国74の単位農協の上部団体であり、政府出資はないものの、農業省をはじめとして政府と密接な関係にあるとみなされていた。フェデルコンソルチの主たる業務内容は、@単位農協からの農産物の買上げとその販売、⑥肥料・農業用機械等の一括購入と農民向け販売、であるが、同時に⑥単位農協や農民への貸付業務も含まれていた。今回の破綻の原因は、本業での業績悪化に加えて、放漫貸出とその焦付きにあると指摘されている。

銀行協会、貯蓄貸付金庫、産業復興公社について概観する。

①イタリア銀行協会 (Associazione Bancaria Italiana: ABI)

イタリア銀行協会の設立は1919年であり、その構成メンバーは、短期金融機関(ただし農民職人銀行を除く)、中長期金融機関およびファイナンス・カンパニー(ファクタリング会社、リーシング会社および投資信託会社)である。イタリア銀行協会は、構成メンバーを代表して金融当局との折衝を行い、新しい規制・制度の導入に際しては交渉の任に当たる。また、銀行問題・経済・法律研究のほか、統計資料の作成、月刊誌の発行なども行っている。なお、1975年まではイタリア銀行の指導によりイタリア銀行協会がプライム・レートを決定していたが、その後プライム・レート決定方式の自由化が漸次進められ、現在ではイタリア銀行協会はプライム・レートに関する統計的機能を有するのみである。

②貯蓄貸付金庫 (Cassa Depositi e Prestiti: Cassa DD. PP.)

貯蓄貸付金庫は1863年に財務省の一部門として設立され、1983年に独立した組織となった。その主たる機能は、郵便貯金を受入れて、公共部門向け融資を行うことであり、毎年度の資金調達用計画は国家財政年度予算によって定められるなど、日本の財政投融資計画と類似している。

貯蓄貸付金庫は、機能的には中長期金融機関であるが、1936年銀行法の適用を受けず、またイタリア銀行の管轄外である。既述のとおり I M I 、クレディオップ等の主要株主であるが、同時に自らも財務省や地方公共団体に融資を行っており、他の金融機関と競合する場合がある。特に1985年以降は、財政予算法において地方公共団体の公共投資向け融資については貯蓄貸付公庫が他の中長期金融機関に対して優先権を持つことが明記されたため、公共事業向け中長期金融機関の業績伸び悩みをもたらしている。

③産業復興公社 (Istituto per la Ricostruzione Industriale: IRI)

IRIは、大恐慌のあと苦境に陥ったイタリアの金融機関に対してその保有する一般企業の株式を肩代りすべく、1933年に臨時に設立された公法人であったが、その後1937年には恒久的な存在となった。IRIは、国家持株会社(Aziende a Participazione Statali)として国有株式の大半を保有し、イタリアの国家持株制度の文字通り中核的存在となっている。

IRIが金融部門において全国銀行3行等を系列下に置いていることは既述のとおりであるが、 IRIは同時に産業部門においても、鉄鋼、造船、通信、航空、宇宙、公共事業、放送などイタリア経済の主要産業部門毎に部門別持株会社を持ち、それぞれの部門別持株会社又は中核となる事業会社を通じて数多くの関連子会社を系列下に置いている。

3. イタリアの金融自由化の准捗状況

(1) 「アマト法」の成立

1990年7月に「公法金融機関の再構築および資本充実に関する規定|(Disposizioni in Materia di

Ristrutturazione e Integrazione Patrimoniale degli Istituti di Credito di Diritto Pubblico) がイタリア議会を通過し、法律第218号として成立した。同法は1988年8月に財務省(Ministero del Tesoro)および大蔵省(Ministero delle Finanze)の連名で議会に提出されたものであり、当時の財務大臣G.アマト(Giuliano Amato)の名に因んで「アマト法」と称されている。

「アマト法」は、イタリアの金融制度の下で極めて重要な役割を果してきた公法金融機関を対象として、それらの組織変更、資本充実、業務内容多機能化などに関する基本的な枠組みを示したものであり、1992年のEC統一市場を展望して、イタリア金融機関の競争力強化とイタリア金融システムの効率性向上を目ざした銀行制度改革法と位置づけられる。なお「アマト法」の対象とする公法金融機関とは、公法銀行、貯蓄銀行、特殊金融機関(中長期金融機関)などであり、それらの組織形態としては、②財団ないしは基金形態をとっているもの(サンパオロ銀行、ナポリ銀行など)または⑤株式会社に転換したものの、株式未公開の状態にあるもの(ラボロ銀行、IMIなど)を例として挙げらる。

「アマト法」の主たる内容は、以下のとおりである。

①株式会社への転換, 合併

「アマト法」の規定の中で最も重要なのは、公法銀行、貯蓄銀行などの公法金融機関に対して株式会社(Societa per Azioni: SpA)への転換が可能となるよう定めたことである(第1条)。「アマト法」の狙いは、公法金融機関の株式会社化により、株式市場を通じて一般投資家からの新たな資本の調達を可能とし、公法金融機関の資本充実を図るところにある。また、公法金融機関の株式会社化は、公法金融機関および既に株式を公開している金融機関をまじえて、資本提携、合併、多機能グループ化などを推進し、1992年のEC統一市場に向けてイタリアの金融再編成とイタリア金融機関の競争力強化に資するものである。

株式会社化の具体的な方法については、例えば基金形態の公法銀行の場合、基金を持株会社とし、まず基金の100%出資による銀行子会社(株式会社)を設立して、銀行業務を継承させることが考えられる。また、近い将来において銀行子会社は株式を公開し、一般投資家を対象とした増資により資本充実を図ることになる。もっとも、「アマト法」においては、公法金融機関の議決権株式の51%以上を政府および公的部門が保有すべきことが定められており、株式会社化後においても公法金融機関の公的性格は基本的には維持される。なお、公法金融機関はそれぞれ異なった歴史的背景と組織形態を有していることから、株式会社化の方法も一様ではなく、最終的には各々の公法金融機

注(17) 全国銀行3行のように既に株式会社として株式を公開している金融機関は、私法である会社法の適用を受けるため、ここでいう「公法金融機関」には含まれない。ただし、全国銀行3行についても「アマト法」第7条に定める無税での資産再評価措置は、各行の多機能グループ化推進との関連で適用可能と理解されている。

⁽¹⁸⁾ 議会における審議の過程において、国および公的部門が、公法金融機関の株式会社化後も、その議 決権株式の51%以上を保有するという制限が加えられた。イタリア銀行および財務省は、こうした制 限の付与に強く反対したが、公法金融機関を巡る政治的な利害関係が強く(いわゆる lottizzazione)、 公法金融機関の民営化には歯止めがかけられたと理解されよう。

関とイタリア銀行、財務省との協議により決定されることを注意しておく必要があろう。

②公法銀行への資本注入

「アマト法」第4条では、公法銀行のうちラボロ銀行、ナポリ銀行、シチリア銀行、サルディニア銀行の4行に対して総額1兆8千億リラの資本注入を政府が行うことを定めている。これは従来において自己資本充実度が低く、BIS規制の達成が危ぶまれていた公法銀行4行に対する政府の直接的支援策である。なお、これら4行は、政府からの資本注入を受ける前提条件として株式会社への転換が義務付けられており、1991年7月にはナポリ銀行が株式会社化した。

③税法上の優遇措置

「アマト法」第7条では、公法金融機関が株式会社に転換するに当り、保有不動産や投資有価証券などの資産再評価を無税で実施できることを定めている。イタリアの公法金融機関の多くは、不動産、美術品、金融機関、株式などの膨大な含み益を有しており、無税での資産再評価により、バランス・シート上の自己資本は大幅に増強されることが予想される。次に合併に伴う税法上の優遇措置としては、合併する両銀行の顧客預金の合計額と、いずれか大きい方の銀行の顧客預金との差額の1.2%を限度として、合併後5年間に亘り非課税準備金繰入れが認められることとなった。この優遇措置は、公法金融機関同士の合併のみならず、民間銀行との合併にも適用されるため、今後のイタリア金融界の再編成に大きな刺激効果を持つとみられる。

④金融機関に対する監督

「アマト法」第5条では、金融機関の合併や多機能グループ化が進展した下での金融機関に対する監督体制のあり方として、®イタリア銀行への登録およびイタリア銀行による情報収集、⑤多機能グループを統轄する特株会社の義務、⑥危機に際しての対応ルール、などを定めている。

(2) 金融市場の自由化策

イタリアでは1992年のEC統合を控えて、金融機関の国際競争力強化を狙いとした金融自由化政策が様々な形で実施に移されてきた。以下では、最近のイタリアにおける主要な金融自由化政策について概観する。

①長短金融分離政策の緩和

イタリア銀行法では、短期金融機関の貸出を原則として18か月以内の短期貸出に限定してきたが、 こうした長短金融の分離政策は、1972年以降段階的に緩和されてきており、1988年5月の緩和措置 により、現状では次のようになっている。まず、リラ建の貸出については、②自己資本(準備金、貸

注(19) 公法銀行4行への政府からの資本注入は、1990~94年の間に数回に亘り実施されるが、各行の会計 処理上は、未収入金勘定を建てて資本への一括計上が認められる扱いである。

^{(20) 「}フマト法」第3条では、雇用関係の規定として株式会社化に伴い従業員の権利関係が侵害されることのないよう定めるとともに、公法金融機関の社内年金制度を改正して、新たに INPS (全国年金公社) への加入を定めている。こうした年金制度の改正により、ナポリ銀行やシチリア銀行などでは、退職年金費用負担が大幅に軽減されると期待している。

倒引当金を含み、貸倒損失見込額を控除したベース)の対預金(インターバンク預金、CDを除くベース)比率に応じて、中長期貸出上限額の対預金比率は6~10%まで可能である。⑥中長期資金調達を含めた場合には、対預金(中長期資金調達を含むベース)比率で更に5%の上積みが可能である。⑥ただし、中長期貸出の対総貸出比率は30%を超えてはならない。一方、外貨建貸出については、原則として中長期貸出の対総貸出比率は30%であるが、イタリア銀行の許可を別途得ることにより40%までは可能となっている。

②国内支店開設の自由化

イタリア銀行の金融機関店舗行政は、1970年代以降徐々に規制緩和の方向にあったが、1987年5月にはイタリアの銀行間での店舗売却・交換が原則として自由化された。次に新店舗の開設については、1988年2月のEC第二次銀行指令において外国銀行による支店開設が自由化されたのを受けて、89年3月、国内の銀行に対する支店開設の自由化が実施された。従来においてイタリア銀行は、設立予定地域にとっての銀行店舗の必要性や地元金融機関への影響等を勘案して支店開設の可否を決定してきたが、現状では各金融機関から提出される支店開設案は原則としてすべて承認されている。全国銀行や公法銀行などイタリアの主要銀行は、現在積極的な国内店舗網の拡大を進めており、国内リーテイル業務での基盤確立によって有力な外国銀行との競争力を培おうとしている。

③株式保有制限の緩和

短期金融機関の株式業務については、自己勘定による株式保有に制限が設けられており、工業・(21) 商業等に従事する会社の株式保有は被投資企業の2%を超えてはならないとされていた。このため、企業が株式を発行する場合、募集や引受は主として中長期金融機関や専門の証券取引業者の手に委ねられてきた。しかし、1987年3月、短期金融機関に対して子会社形式でのマーチャント・バンク業務への参入が認められ、マーチャント・バンク子会社は、企業の株式上場手続や引受業務を行うとともに、自己資本の範囲内かつ投資対象企業の株式の50%未満という条件付きではあるが、自己勘定での株式保有ができるようになった。なお、中長期金融機関のみならず短期金融機関も、従来から株式のブローカー業務(顧客の注文による顧客勘定での取引)は自由に行うことができ、多くの金融機関がそうした株式業務に携わっている。

④SIM法の成立と証券子会社の設立

イタリアの証券取引所は、従来においてギルド的な中小ブローカー(パートナーシップ形態)によって構成される旧態依然とした市場であり、取引所への取引集中義務もないことから、銀行の店頭取引が債券のみならず株式をも含めた取引の大半を占めてきた。こうしたイタリア証券取引所を改革すべく1991年1月には、新しいタイプの総合証券会社(Societe di Intermedizione Mobiliare:SIM)の設立等を内容とする法律が制定された。SIMは、証券のプローキング、ディーリングを初めとしてあらゆる種類の証券取引を行うことの認められた法人であり、金融機関も子会社形態でSIMへの資本参加ができる。

注(21) ただし、金融機関の株式保有については、被投資金融機関の資本の70%までの範囲で可能である。

上記法律では、SIMの設立に加えて、②上場証券の取引所への取引集中義務、③取引の機械化と値決め方式の変更、②返済方式の改善等を定めており、これを契機にイタリア証券取引所の近代 (22) 化と取引活性化が期待されている。

(3) 資本移動の自由化

イタリア銀行は、資本移動規制と外国為替管理を通じてイタリアの各金融機関を保護する政策を かねてより採用してきた。その結果として、イタリアの各金融機関は、一部の銀行を除いて、国際 化という観点からは立遅れが目立っている。

もっとも、1992年のEC統合を控え、EC各国の資本移動自由化政策と足並を揃えるために、イタリアの資本移動自由化も、このところ急速に進展している。すなわち、1979年には欧州通貨制度(EMS)に加盟(変動幅6%)、1987年9月には外為法を改正して、資本移動を原則自由化した(ただし、例外的に禁止事項を残した)。また、1990年1月には、EMS内でのリラ変動幅を他通貨と同じ2.25%に縮小し、さらに同年5月には、資本移動の完全自由化を実施した。

こうした資本移動の完全自由化に伴い、イタリアの各金融機関は、他のEC諸国の主要金融機関 との競争に直面することになる。古い歴史と特異な組織形態、国やイタリア銀行との密接な関係な どによって特徴付けられたイタリアの金融制度は、今や大きな試錬の時期を迎えているといえよう。

〔参考文献〕

- [1] 十亀盛次『伊太利金融制度論』(1936年,改造社)
- [2] Banco di Roma The Italian Banking System 1974.
- [3] Banca d' Italia Ordinary General Meeting of Shareholders Held on May 1990 (Annual Report of the Year 1989)
- [4] Dini, Lomberto "Liberalization of Financial Services in the European Community: the Case of Italy", March 1989.
- [5] Siglienti, Sergio "Nature, Dimensions and Activities of Banks in the 90's", ABI Ducumenti Ufficiali December. 1989.

(日本銀行金融研究所研究第2課長)

注(22) イタリアの証券取引所の監督機関は1974年6月の法律第216号により設立された証券取引委員会 (Commissione Nazionale per le Societa e la Borsa: CONSOB) である。1985年6月の法律第281 号において,証券取引委員会は政府から独立した機関になるとともに、その活動範囲として、⑧証券取引、資本参加に関する規制、⑥上場企業に対する定期的情報公開の要求、⑥上場企業、上場金融機関の株主特定化、⑥その他関連情報の要求、⑥検査の実施、などが具体的に定められた。また、証券取引委員会は、上場企業の会計基準の設定も行っている。